

～ お 知 ら せ ～

「事業復活支援金」の申請は1月31日から始まります

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。

◇給付対象

次の①と②をいずれも満たす中堅・中小法人、個人事業主等が給付対象となり得ます

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること

◇給付額

(上限額)

売上高減少率	個人事業者	法 人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 ▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高・・・基準月(2018年11月～2021年3月の間で、対象月を判断するため売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

(算出式)

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5$$

※基準期間・・・「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月を含む期間

※対象月・・・2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月

◇申請方法

登録確認機関による事前確認の後、申請用WEBページから申請

※一時支援金又は月次支援金を受給している場合は、原則として事前確認を行う必要はありません。

※当会議所では会員事業所に限り「事前確認」を実施いたします(手数料不要)。手続きに係る詳細は、1月27日(木)までに青森商工会議所ホームページで掲載いたします。

※「2020年11月～2021年3月」を基準期間にした場合、申請用WEBページからの申請は、2月16日から可能となります。

◇申請期間

令和4年1月31日(月) ～ 5月31日(火)

制度概要や申請方法・必要書類等の詳細については事業復活支援金事務局HPでご確認ください。
(<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>)

【お問い合わせ先】

○事業復活支援金事務局 相談窓口(8:30～19:00 土日・祝日を含む全日対応)

TEL: 0120-789-140

○青森商工会議所 中小企業振興部 経営支援課(9:00～17:00 土日・祝日を除く)

TEL: 017-734-1311